

市第 110 号議案

横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例及び横浜市一般職職員の休暇に関する条例の一部改正

横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例及び横浜市一般職職員の休暇に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 7 日提出

横浜市長 山中竹春

横浜市条例（番号）

横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例及び横浜市一般職職員の休暇に関する条例の一部を改正する条例
（横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例の一部改正）

第 1 条 横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例（昭和 26 年 12 月横浜市条例第 61 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の 5 第 2 項中「3 歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第 4 項中「第 2 項中「3 歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び前項」を「及び前 2 項」に改める。

（横浜市一般職職員の休暇に関する条例の一部改正）

第 2 条 横浜市一般職職員の休暇に関する条例（平成 4 年 3 月横浜市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 10 号中「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に、「看護（」を「看護等（」に、「又は疾病」を「、疾病」に、「を行うこと」を「若しくは学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 20 条の規定による学校の休業その他これに準ずるものと

して人事委員会規則で定める事由に伴う当該子の世話をを行うこと又は当該子の教育若しくは保育に係る行事のうち人事委員会規則で定めるものへの参加をすること」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、正規の勤務時間以外の時間における勤務の制限及び子の看護休暇に関する規定の整備を図るため、横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例及び横浜市一般職職員の休暇に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（育児又は介護を行う職員の深夜及び正規の勤務時間以外の時間における勤務の制限）

第3条の5（第1項省略）

- 2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、3歳に満たない子、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合は、当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第1項に規定する勤務（災害その他避けることができない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

（第3項省略）

- 4 前3項の規定は、休暇条例第4条第1項第16号の要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（横浜市一般職職員の休暇に関する条例（平成4年3月横浜市条例第3号。以下「休暇条例」という。）第4条第1項第7号に規定する子をいう。以下同じ。）のある職員（当該職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び前2項
第2項中「3歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び

前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「休暇条例第4条第1項第16号の要介護者を介護する職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と読み替えるものとする。

（第5項省略）

横浜市一般職職員の休暇に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現行）

（特別休暇）

第4条 職員は、特別休暇として次の各号に掲げる休暇を当該各号に掲げる場合に受けることができる。

（第1号から第9号まで省略）

- (10) 子の看護等休暇 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（子に準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、当該子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話）又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会規則で定める当該子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める事由に伴う当該子の世話を行うこと又は当該子の教育若しくは保育に係る行事のうち人事委員会規則で定めるものへの参加をすることをいう。）のため勤務

しないことが相当であると認められる場合

(第 11 号から第 17 号まで及び第 2 項省略)